

宗教法人真性寺ほか4団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業はその目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 事業の概要

1 補助事業の概要

(1) 目的

都は、文化財保護法及び都文化財保護条例（以下「条例」という。）に基づき、表1に掲げる種類の文化財を指定し、その保存、活用を図っている。

都は、指定した文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合などに、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができるとして、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱を定め、補助金を交付している。

また、国指定文化財に係る保存事業は、国の補助にあわせ、都も補助金を交付している。

平成20年度及び平成21年度における補助実績及び今回監査対象補助実績は表2のとおりである。

(表1) 文化財の指定の現状（都：平成22年3月31日現在、国：平成22年10月1日現在）

文化財の種類	指定数(件)		内容
	都	国	
有形文化財	330	2,356	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は学術上価値の高いもの、並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
有形民俗文化財	17	8	衣食住、生業、信仰、年中行事等に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で国民生活推移の理解に欠くことのできないもの
旧跡	227	-	歴史の正しい理解のために重要な遺跡で、著しく原型が損なわれているもの、又はその遺構が完全に消滅しているもの、及び著名な伝説地、由緒ある地域
史跡	100	44	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡のうち、歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもの又は旧態を推定しうるもので歴史上又は学術上価値の高いもの
名勝	11	7	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他風致景観の優秀なもので古くから名所として知られているもの又は芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
天然記念物	64	14	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)、及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの
無形文化財	9	18	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
無形民俗文化財	51	6	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能その他無形の民俗文化財で国民生活推移の理解に欠くことのできないもの
計	809	2,453	

(表2) 文化財保存事業補助実績及び今回監査対象補助実績

(単位：千円)

指定	文化財保存事業全体			今回監査対象	
	年度	件数	都補助額	件数	都補助額
国指定文化財	平成20年度	44	331,742	7	61,124
	平成21年度	51	357,401	8	99,135
都指定文化財	平成20年度	24	116,812	2	30,585
	平成21年度	26	96,763	1	10,208
合計	平成20年度	68	448,554	9	91,709
	平成21年度	77	454,164	9	109,343

(2) 補助金の算定方法

ア 国庫補助事業に係る都の補助金額は、補助対象事業費から国庫補助金の額を差し引いた残額に、国が定めた補助率と同じ率を乗じて算定している。ただし、国庫補助金で最高限度額（率）を定めている場合は、決められた限度額（率）を超えない範囲とする。

イ 都の補助事業に係る補助金額は、補助対象事業費に補助率を乗じて算出している。

補助対象事業費は、文化財の所有者又は管理責任者が実施する、有形文化財の修理及び保存に必要な物の作成・修理、無形文化財の伝承に必要な用具等の修理・購入等にかかる経費である。

補助率は、50%で、補助対象事業者が区市町村又は営利法人以外の場合には、補助対象事業者の事業規模に応じて補助率を加算している。加算率は、表3の式に基づいて事業規模指数を算出し、その数値に応じて、表4により、5%から35%の間で定めるものとなっている。

(表3) 事業規模指数算出方法

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{補助事業の施行年度数}}{\text{補助事業者の財政規模（注）}}$$

注：補助事業者の財政規模は、事業実施の前々年度以前3会計年度の収入額から、補助金、助成金、寄付金等を除いた額の平均金額を用いる。

(表4) 都の補助金における事業規模指数に応じた加算率

ア. 有形文化財(建造物)・史跡・名勝・天然記念物・旧跡・有形民俗文化財(建造物)に係る事業		ウ. 有形文化財(建築物を除く)に係る事業(防災工事を除く)	
イ. 有形文化財(建築物を除く)の防災工事		エ. 無形文化財・有形民俗文化財(建造物を除く)・無形民俗文化財に係る事業	
事業規模指数	加算率	事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%	0.01以上0.05未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%	0.05以上0.2未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%	0.2以上0.5未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%	0.5以上1.0未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%	1.0以上2.5未満	25%
3.5以上10.0未満	30%	2.5以上5.0未満	30%
10.0以上	35%	5.0以上	35%

ウ 国庫補助事業における補助率の算出（2事業平行加算）

同一補助事業者が同時に2以上の補助事業を実施する場合、それぞれの補助事業規模の財政規

模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合とを比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助事業に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことが出来る。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成20年度及び平成21年度の補助事業について実施した。

2 監査対象団体及び実地監査期間

(1) 教育庁 平成22年11月8日及び同月17日

(2) 団体

団体名及び所在地	実地監査期間
○宗教法人真性寺 豊島区巢鴨3-21-21	平成22年11月9日
○宗教法人護国寺 文京区大塚5-40-1	平成22年11月10日
○宗教法人浅草寺 台東区浅草2-3-1	平成22年11月12日
○宗教法人根津神社 文京区根津1-28-9	平成22年11月15日
○公益財団法人出光美術館 千代田区丸の内3-1-1	平成22年11月16日

第4 監査の結果

1 総括的事項

今回監査対象とした団体において、保存事業を実施した文化財は、表5のとおりである。

各団体が行っている補助対象事業について、団体の帳簿及び証拠書類により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる

(表5) 保存事業実施文化財一覧

団体名	指定文化財の名称	指定者	指定区分	指定年月日	都補助金(千円)	
					H20	H21
真性寺	銅造地藏菩薩坐像(江戸六地藏の一)	都	有形文化財(彫刻)	S5.11	25,888	10,208
護国寺	護国寺月光殿(旧日光院客殿)	国	重要文化財(建造物)	S6.1.19	7,425	19,428
	諸寺縁起集	国	重要文化財(美術工芸品)	S37.2.2	987	1,237
浅草寺	木造持国天立像・木造増長天立像	都	有形文化財(彫刻)	S38.10.29	4,697	-
	浅草寺二天門	国	重要文化財(建造物)	S21.11.29	37,500	30,720
根津神社	根津神社	国	重要文化財(建造物)	S6.12.14	10,000	24,317
					643	623
出光美術館	紙本墨書継色紙(むめのかの)	国	重要文化財(美術工芸品)	S62.6.6	559	-
	絹本着色真言八祖行状図	国	重要文化財(美術工芸品)	H14.6.26	4,010	4,002
	楼閣人物螺鈿食籠	国	重要文化財(美術工芸品)	S54.6.6	-	1,784
合計					91,709	109,343

2 補助対象団体の財政規模

都指定文化財に係る都文化財保存事業では、事業費と団体の財政規模に応じて補助率の加算を行うことができる。このため、各団体の財政規模及び補助率の算定について確認した。

各団体の財政規模は、表6のとおりであり、事業実施の前々年度以前3会計年度の団体の収入額を決算書及び総勘定元帳等により確認した。各事業の事業費及び事業規模指数は、表7のとおりであり、補助率は適正に算出されている。

(表6) 補助率の算定基礎となる過去3年間の団体の収入額

(単位：千円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計	3年間の平均額
真性寺		95,237	103,627	93,984		292,848	97,616
護国寺		542,715	577,694	555,911		1,676,320	558,773
浅草寺(都)	2,707,891	2,796,259	2,943,655			8,447,805	2,815,935
浅草寺(国)	1,831,941	1,807,523	1,957,406			5,596,870	1,865,623
浅草寺(国21)			1,957,406	1,940,468	1,955,164	5,853,038	1,951,012
根津神社		106,295	104,437	108,008		318,740	106,246
出光美術館	879,615	898,719	1,211,559			2,989,893	996,631
		898,719	1,211,559	1,083,088		3,193,366	1,064,455
			1,211,559	1,083,088	876,539	3,171,186	1,057,062

※ 団体の収入額は、国指定文化財の補助事業においては一般会計のみを積算の対象としている。

(表7-1) 真性寺ほか2団体 補助率の計算

(単位：千円)

補助対象事業者	補助対象事業	事業開始年度	年度数	総事業費(計画)	年度あたり事業費	事業規模指数	補助率(%)
真性寺	銅造地藏菩薩坐像 (江戸六地藏の一) 修理	H20	3	63,818	21,273	0.218	65
浅草寺	木造持国天立像 木造増長天立像	H19	2	18,788	9,394	0.003	50
	浅草寺二天門	H19	3	319,920	106,640	0.057	50
	同 防災事業	H21	1	68,096	68,096	0.034	50
根津神社	根津神社本殿、幣殿 ほか1棟	H20	2	343,170	171,585	1.615	75
	根津神社本殿ほか6 棟	毎年度	1	1,286	1,286	0.012	50

(表7-2) 護国寺 補助率の計算

(単位：千円)

補助対象事業者	補助対象事業	事業開始年度	年度数	総事業費(計画)	年度あたり事業費	事業規模指数	補助率(%)
護国寺	護国寺月光殿(旧日光院客殿)	H20	6	508,200	84,700	0.152	55
	諸寺縁起集	H20	2	8,987	4,494	0.008	(50)55※
	※ 2事業平行加算	H20	1		89,194	0.160	60

※ 国庫補助要項の規定により、2事業を合計したときの補助率が単独事業の補助率よりも5%以上高くなるため、片方の事業(諸寺縁起集)の補助率を5%加算した。

(表7-3) 出光美術館 補助率の計算

(単位：千円)

補助対象事業者	補助対象事業	事業開始年度	年度数	総事業費(計画)	年度あたり事業費	事業規模指数	補助率(%)
出光美術館	紙本墨書継色紙(むめのかの)	H19	2	4,470	2,235	0.002	50
	絹本著色真言八祖行状図	H20	7	115,523	16,503	0.016	55
	楼閣人物螺鈿食籠	H21	1	7,210	7,210	0.007	(50)55※
	※H21 2事業平行加算	H21	1		23,713	0.022	60

※ 国庫補助要項の規定により、2事業を合計したときの補助率が単独事業の補助率よりも5%以上高くなるので、片方の事業(楼閣人物螺鈿食籠)の補助率を5%加算した。

3 補助対象事業の内容

(1) 国指定の文化財

国指定文化財の保存事業の実績と収支は次のとおりである。

ア 護国寺

(表8) 護国寺月光殿(旧日光院客殿)建造物保存事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成20年度	所有者負担額	4,875		請負費	19,519
	区補助金	1,200		設計監理費	10,416
	都補助金	7,425	24.75	その他	65
	国庫補助金	16,500	55		
	計	30,000		計	30,000
平成21年度	所有者負担額	12,397		請負費	53,593
	区補助金	3,500		設計監理費	24,822
	都補助金	19,428	24.75	その他	85
	国庫補助金	43,175	55		
	計	78,500		計	78,500

(表9) 護国寺 諸寺縁起集 美術工芸品保存修理事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成20年度	所有者負担額	809		請負費	3,989
	区補助金	-		その他需用費	
	都補助金	987	24.75		
	国庫補助金	2,193	55		
	計	3,989		計	3,989
平成21年度	所有者負担額	522		請負費	4,997
	区補助金	490		その他需用費	
	都補助金	1,237	24.75		
	国庫補助金	2,748	55		
	計	4,997		計	4,997

イ 浅草寺

(表10) 浅草寺二天門 建造物保存事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成20年度	所有者負担額	18,750		請負費	120,000
	区補助金	18,750		設計監理費	29,862
	都補助金	37,500	25	その他	138
	国庫補助金	75,000	50		
	計	150,000		計	150,000
平成21年度	所有者負担額	15,400		請負費	94,281
	区補助金	15,360		設計監理費	28,599
	都補助金	30,720	25	その他需用費	40
	国庫補助金	61,440	50		
	計	122,920		計	122,920

(表11) 浅草寺二天門 建造物防災設備事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成21年度	所有者負担額	8,537		請負費	62,546
	区補助金	8,487		設計監理費	5,503
	都補助金	17,024	25	その他需用費	47
	国庫補助金	34,048	50		
	計	68,096		計	68,096

ウ 根津神社

(表 1 2) 根津神社本殿、幣殿ほか 1 棟 建造物保存修理事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成 2 0 年度	所有者負担額	10,000		請負費	95,972
	区補助金	5,000		設計監理費	3,933
	都補助金	10,000	10	その他需用費	95
	国庫補助金	75,000	75		
	計	100,000		計	100,000
平成 2 1 年度	所有者負担額	28,976		請負費	233,757
	区補助金	7,500		設計監理費	9,407
	都補助金	24,317	10	その他需用費	6
	国庫補助金	182,377	75		
	計	243,170		計	243,170

(表 1 3) 根津神社本殿ほか 6 棟 指定文化財管理事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成 2 0 年度	所有者負担額	538		請負費	1,286
	区補助金	105			
	都補助金	380	29		
	国庫補助金	263	21		
	計	1,286		計	1,286
平成 2 1 年度	所有者負担額	522		請負費	1,246
	区補助金	101			
	都補助金	387	31		
	国庫補助金	236	19		
	計	1,246		計	1,246

指定文化財管理事業については、国庫補助要項で補助率一定（国と都を合わせて 5 0 % まで）である。間接補助事業の形を取っているため、国庫補助金は形式上東京都の歳入となる。国庫補助の配分は、補助額の半分に調整率（平成 2 0 年度 0. 8 2、平成 2 1 年度 0. 7 6）を掛けた額となる。

また、文京区補助金については、管理事業のうち、一部事業のみを補助対象としている。

エ 出光美術館

(表 1 4) 絵本墨書継色紙「むめのかの」 美術工芸品保存修理事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成 2 0 年度	所有者負担額	559		請負費	2,153
	都補助金	559	25	指導監督旅費	68
	国庫補助金	1,117	50	その他需用費	14
	計	2,235		計	2,235

(表15) 絹本著色 真言八祖行状図 美術工芸品保存修理事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成20年度	所有者負担額	3,281		請負費	16,198
	都補助金	4,010	24.75	その他需用費	4
	国庫補助金	8,911	55		
	計	16,202		計	16,202
平成21年度	所有者負担額	3,275		請負費	16,104
	都補助金	4,002	24.75	指導監督旅費	55
	国庫補助金	8,892	55	その他需用費	10
	計	16,169		計	16,169

(表16) 楼閣人物螺鈿食籠 美術工芸品保存修理事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成21年度	所有者負担額	1,461		請負費	7,210
	都補助金	1,784	24.75		
	国庫補助金	3,965	55		
	計	7,210		計	7,210

(2) 東京都指定の文化財

都指定文化財の保存事業の実績と収支は次のとおりである。

ア 真性寺

(表17) 銅造地藏菩薩坐像 (江戸六地藏の一) 修理事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成20年度	所有者負担額	13,940		請負費	39,690
	都補助金	25,888	65	指導監督旅費	138
	計	39,828	100	計	39,828
平成21年度	所有者負担額	5,497	35	請負費	15,609
	都補助金	10,208	65	指導監督旅費	96
	計	15,705	100	計	15,705

イ 浅草寺

(表18) 木造持国天立像及び木造増長天立像 修理事業に係る収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率%	種別	事業費
平成20年度	所有者負担額	2,349		請負費	9,394
	区補助金	2,348	25		
	都補助金	4,697	50		
	計	9,394	100	計	9,394